

所管部課名	環境課	担当者	崎山 智弘					
事務事業名	清掃総務一般管理費							
根拠法令	川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	450千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	450千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	地域環境美化活動の実施件数及び参加者数		3回以上 150人以上	平成33年度				
成果指標②	廃棄物処理施設等の研修への参加者数		—	平成33年度				
補助対象者	川内汚泥再生処理センター対策委員会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費 ・環境美化活動及び研修事業に要する経費 							
補助対象事業・活動の内容	会議、研修、周辺美化作業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	450,000円（限度額）							
上記項目の積算方法	川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金交付要領による額							
補助を 受ける 3ヶ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	450,000	84.2%	450,000	94.3%	450,000	94.8%
		雑入	38	0.0%	38	0.0%	17	0.0%
		(前年度繰越金)	84,660	15.8%	27,290	5.7%	24,581	5.2%
	計	534,698	100.0%	477,328	100.0%	474,598	100.0%	
	支出	事業費	338,840	63.4%	302,072	63.3%	292,740	61.7%
		人件費	102,000	19.1%	102,000	21.4%	102,000	21.5%
		その他事務費	66,568	12.4%	48,675	10.2%	55,406	11.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	27,290	5.1%	24,581	5.1%	24,452	5.2%
	計	534,698	100.0%	477,328	100.0%	474,598	100.0%	
	支出計/前年度支出計				89.3%		99.4%	
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金		6.1%		5.5%		5.4%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		3回 166人		3回 182人		3回 160人		
成果指標の推移②		30人		—		—		
特記すべき事項等	【今年度の改善点】	：補助金交付要領の改定（一部内容変更）						
	【前回評価】	：平成25年度「見直しの上で継続（補助内容の改善）」：対策委員会の重要性は認めるが、補助金のあり方については市民目線に立って検討する必要があり、委員会存続のためには、お金以外の方策も検討する必要がある。						
	【前回評価への回答】	：内容的に非常にデリケートな問題であるため、対策委員会への相談するタイミングを見定めている。お金以外の方策についても、継続して検討中。						
	【費用対効果】	：地域の環境美化作業						

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	対策委員会の活動そのものが、不特定多数の市民の利益になっているとは言い切れないが、迷惑施設地元の理解が得られ、汚泥処理が出来ていること自体、全市民の利益になると考える。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	市内の汚泥・し尿処理については、行政が行わなければならない、処理するための施設は、市内のどこかに設置しなければならない。施設の設置には、地元住民の理解が不可欠であり、その地元住民の代表組織として対策委員会を設置してもらっている。対策委員会には、他に収入がなくその運営のためには、市からの補助が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	補助金の目標・成果については、地域環境美化活動等であるが、これらを通じて、施設設置地元の理解が得られ、汚泥処理施設が安定的に稼働していることを考えると、有効であるものとする。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地元の美化活動を地元住民が行うことによって、より地域としての連帯感が生まれ、対策委員会としても住民の意見をまとめやすくなる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	明確な根拠は無いが、実施事業について環境美化活動等、補助額以上の効果があると考えている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	対策委員会の存在意義から考えるに、川内汚泥再生処理センターが稼働している間は、半永続的な交付になると考えている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該補助事業以外にも地元振興に貢献していると認識している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金の範囲内で自主的に研修や事業を実施されており、当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると考えている。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象事業については、環境美化活動等であるが、迷惑施設設置地元の住民意見の取りまとめ等、対策委員会の意義からすると、妥当であるとする。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>拡大 <input type="checkbox"/>他の補助金と統合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>補助内容の改善 <input type="checkbox"/>縮小 <input type="checkbox"/>移管</p> <p><input type="checkbox"/>休止</p> <p><input type="checkbox"/>廃止</p> <p>〈上記方向の理由〉</p> <p>川内汚泥再生処理センターは、市内で発生する汚泥処理を旧環境センターから引継ぎ、同敷地内に建設したものである。</p> <p>今後も、長期間にわたり同敷地内で稼働していくことから、地元の理解と周辺環境保全対策が不可欠であり、対策委員会の運営のための補助金制度は、継続させるべきと考える。</p> <p>〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉</p> <p>補助金交付要領の内容変更</p>	外部評価結果	<p>〈視点別評価〉</p> <p>公益性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>必要性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>
	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向 <input type="checkbox"/>拡大 <input type="checkbox"/>他の補助金と統合</p> <p><input type="checkbox"/>補助内容の改善 <input type="checkbox"/>縮小 <input type="checkbox"/>移管</p> <p><input type="checkbox"/>休止</p> <p><input type="checkbox"/>廃止</p> <p>〈まとめ〉</p>		

川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 川内汚泥再生処理センター対策委員会の運営に要するものであること。
- (2) 立地地域の環境美化活動及び地域住民の廃棄物処理施設等の研修事業を行うものであること。

(補助金の額)

第3条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。ただし、450,000円を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金は、次の各号に定める経費（食料費を除く。）について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費
- (2) 環境美化活動及び研修事業に要する経費

(交付の申請)

第5条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 地域環境美化活動の実施件数及び参加者数

(2) 廃棄物処理施設等の研修への参加者数

（補助事業者等の責務）

第9条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の生活排水処理施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成25年度において検討を行い、その結果に基づいて平成26年度において所要の措置を講ずるものとする。